

事前審査の対象・方法等について（案）

審査対象案件

- 審査対象案件は、補助金等又は契約のうち、その交付決定額又は契約額が1億円を超えると見込まれるものを審査対象案件とする。
なお、以下の案件については原則として除く。
 - ・裁量の無いもの
 - ・有識者等により審査が行われているもの（遺棄化学兵器廃棄処理事業費等）
- 執行に緊急を要する等事前審査が困難な場合は、事後審査として行う。



選 定

- 事務局は、年度当初に審査対象案件の一覧表を作成し、外部有識者に送付する。
- 外部有識者は、当該一覧表の中からそれぞれ1～2件を抽出する。
- 事務局は抽出された審査対象案件について、サブリーダーの了承を得る。
 - ※ なお、年度途中で追加案件の調査を行い、外部有識者に送付する。外部有識者からの希望があれば、サブリーダーの了承を得て事前審査を実施する。



事 前 審 査

- 事務局は選定された案件の一覧表を送付し、外部有識者は審査を希望する案件を選ぶ。
- 事務局は、外部有識者が選んだ案件に係る審査資料を、当該有識者に送付する。
- 外部有識者は、審査対象案件について、事業の目的、規模、工程及び契約方法等について「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点から審査を行う。
 - ※ 必要に応じ、事務局又は担当部局から外部有識者に説明を行う。
- 初回は、6月（予定）のチーム会合へ審査結果を報告し、次回以降、直近のチーム会合に報告。